

# メール便配達業務仕様書

この仕様書は、大分県（以下「甲」という。）が施行するメール便配達業務（以下「本業務」という。）について、契約業者（以下「乙」という。）が履行しなければならない事項について定める。

## 1 業務の名称

メール便配達業務

## 2 履行期間

自 令和 7年10月 1日

至 令和10年 9月30日（3年間）

## 3 業務内容等

甲から配達を依頼された信書に該当しない文書（メール便）について、乙が収集するとともに指定された配達先へ配達する業務

### (1) 配達対象文書

本業務において対象となる文書は、以下のいずれにも該当するものとする。

- ① 郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項に規定する「信書」に該当しない文書として「信書に該当する文書に関する指針」（平成15年総務省告示第270号）に掲げられている「書籍の類」に該当するもの
- ② 重量が3キログラム以下であるもの
- ③ 文書の大きさが、長さ34cm以内・幅25cm以内・高さ3cm以内であるもの

### (2) 文書の収集

- ① 乙は、収集のため、配達文書の有無に関わらず、1日1回以上、県政情報課文書室を訪問するものとする。
- ② 収集時刻については、甲乙協議の上、定めるものとする。
- ③ 乙は、配達文書を収集する際、メール便差出票（様式1）を2部作成し、県政情報課文書班職員の確認を受け、甲乙双方が1部ずつ保管するものとする。  
なお、この差出票の様式については、乙が発行する様式を利用することができるものとし、詳細は甲乙協議の上定めるものとする。
- ④ 甲が、収集場所等を県政情報課文書室以外に指定する場合は、収集希望日の1週間前までに乙に連絡をするものとする。
- ⑤ 乙は、甲から前項の連絡があった場合は、収集等の可否について甲に通知するものとする。

### (3) 文書の配達

- ① 配達の完了は、当該文書をその外装に記載された配達先の荷物受け、新聞受け、郵便受け、メール室等に投函した時とする。
- ② 配達は、乙が甲から配達する文書を引き受けた日から起算して6日以内に行

われなければならない。ただし、配達先が存在しない場合には、乙は当該文書を県政情報課文書班に返還しなければならない。

#### **(4) 業務責任者**

乙は、本業務を行うに当たり、業務責任者を定め、その氏名及び連絡先等を業務責任者選任通知書（様式2）により甲に通知するものとする。

#### **(5) 配達料金の計算方法**

配達料金は月末締めとし、各区分ごとの数量に契約単価を乗じた金額の合計とする。なお、各区分ごとに生じた1円未満の端数は、それぞれ切り捨てるものとする。

#### **(6) 秘密等の保持**

乙は、本業務上知り得た機密及び個人情報を第三者に漏洩してはならない。本業務期間が終了した後についても同様とする。

#### **(7) 事故及び責任**

- ① 乙は、配達文書を滅失し、又は毀損したときは、遅滞なくその旨を甲に通知するとともに、その後の処理について甲の指示に従わなければならない。
- ② 乙は、自己が配達文書の受取、引渡、保管及び運送に関し注意を怠らなかったことを証明しない限り、配達文書の滅失、毀損又は配達の遅延について損害賠償の責任を負うものとする。

#### **(8) 仕様書に定めのない事項**

本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

### **4 提出物**

乙は、当該月分の配達業務が終了したときは、メール便配達集計表（様式3）を作成し、翌月の15日までに甲に報告しなければならない。

なお、この集計表の様式については、乙が発行する様式を利用することができるものとし、詳細は甲乙協議の上定めるものとする。



(様式2)

## 業務責任者選任通知書

業 務 名	メール便配達業務
履 行 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
業務責任者氏名	
連 絡 先	

上記のとおり業務責任者を選任したので通知します。

令和 年 月 日

契約担当者  
大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

商号又は名称  
代表者氏名

(様式3)

メール便配達集計表(令和 年 月分)

重量区分	200g以下	200g超 ～ 400g	400g超 ～ 600g	600g超 ～ 1kg	1kg超 ～ 2kg	2kg超 ～ 3kg	個数計
1日							
2日							
3日							
4日							
5日							
6日							
7日							
8日							
9日							
10日							
11日							
12日							
13日							
14日							
15日							
16日							
17日							
18日							
19日							
20日							
21日							
22日							
23日							
24日							
25日							
26日							
27日							
28日							
29日							
30日							
31日							
個数計							
単 価							
金額計							

合計金額： 円

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日  
商号又は名称  
代表者氏名